

令和 8年 2月

お客さま各位

東濃信用金庫

## 「当座勘定払戻請求書」の制定および 「当座勘定規定(一般用)」改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、「当座勘定払戻請求書」を制定し、当座預金からの払戻しの取扱いを下記のとおり開始いたします。

また、これに伴い「当座勘定規定(一般用)」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

### 記

#### 1. 取扱開始日および規定改定日

令和 8年 3月 2日 (月)

#### 2. 「当座勘定払戻請求書」による当座預金からの払戻しについて

- (1) 「当座勘定払戻請求書」と「お客さま控」を1組とした1冊50枚綴りの「当座勘定払戻帳」を無料で発行させていただきます。  
ご希望のお客さまは、お取引店舗の窓口へご依頼ください。
- (2) お取引店に限り、自社(自身)の払戻しにご利用いただけます。  
小切手のように持参人(第三者)へのお支払いにはご利用いただけません。
- (3) 払戻しの際は、「当座勘定払戻請求書」に必要事項(日付、口座番号、おなまえ、金額等)をご記入のうえお届け印を押印いただき、「当座勘定払戻帳」から「当座勘定払戻請求書」を切り離さず、お取引店の窓口にご提示ください。
- (4) 払戻しに際し、本人確認書類の提示等を求めることがあります。
- (5) 小切手による払戻しは、引き続きご利用いただけます。

#### 3. 「当座勘定規定(一般用)」の改定内容

払戻請求書による当座預金からの払戻しに関する取扱いを追加

※改定後の規定は、当金庫ホームページ「各種規定集」からご確認いただけます。

以上